「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係る プロポーザル審査分科会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、函館市地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、プロポーザル審査分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 分科会は次の事務を所掌する。
 - (1)審査方法,評価基準に関すること。
 - (2) 企画提案の評価に関すること。
 - (3) 受託候補者の決定に関すること。
 - (4) その他目的を達成するために必要な事項
 - (委員)
- 第3条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。
- (1)(2)(3)※所属団体等は受託候補者決定後に公表予定
- (4)(5)
- 2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。 (委員長)
- 第4条 分科会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職 務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなけ

れば開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

- 第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、 議事に加わることができない。
- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不 利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その 職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、函館市地域公共交通協議会事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年4月 日から施行する。